

議事日程 (第 3 号)

平成30年12月10日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

3 番 植村 圭司 議員

4 番 清水 修 議員

7 番 久保田恒憲 議員

5 番 赤木 貴尚 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第 3 号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1 番 山川 忠久君

2 番 山内 豊君

3 番 植村 圭司君

4 番 清水 修君

5 番 赤木 貴尚君

6 番 土谷 勇二君

7 番 久保田恒憲君

9 番 音嶋 正吾君

10番 町田 正一君

11番 鵜瀬 和博君

12番 中田 恭一君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 豊坂 敏文君

16番 小金丸益明君

---

欠席議員 (1名)

8 番 呼子 好君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君

事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	本田 政明君
市民部長	原田憲一郎君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	平田恵利子君		

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

呼子議員から欠席の届け出がっております。豊坂議員から遅刻する旨の届け出がっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 植村 圭司君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、3番、植村圭司が壱岐をよくしたいと思ひまして一般質問させていただきます。全部で4つありますので、早速まいります。

まず、1番目の質問でございます。「壱岐こどもセンター」の充実についてということで質問させていただきたいと思ひます。

子供の健全な育成及び子育て支援に資する目的で、市は「壱岐こどもセンター」を設置しています。

センターの機能は、大きく2つありまして、まず子供の心身や言葉の発達支援事業としまして、

医療と保育を兼ねた医療と保育ですので療育という事業ですけれども、療育事業というのがあります。それと、お母さん方の子育て相談や交流の場を提供する子育て支援拠点事業というのがございます。

設置条例もありまして、職員定数の規定はないようでございます。現在は不安定のまま運営されている状況と理解をしております。と言いますのも、今年の9月から、いきっこひろばなど一部の子育て支援サービスが無期休止、それと壱岐で唯一の療育サービスが8月と9月、一時期休止になりました。原因は職員の人手不足というもののようですけれども、現在の体制が有資格者とはいえ、嘱託や臨時職員のみでぎりぎりの運営を迫られ、再び休止状態になることもありまして、サービスの低下を懸念される事態も想定されます。

また、作業療法士や言語聴覚士、保健師など専門家の支援も必要となっておりますけれども、現在支援を受けることが極めて困難な状況にあります。

子育てに関する全ての人が安心・安全を感じることができるために、早期対策と長期的支援にたった十分な検討が必要と考えますが、子育ての島を標榜する壱岐市でございますけれども、現況を改善する方策について見解をお伺いします。

○議長（小金丸益明君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） おはようございます。ただいまの3番議員、植村議員の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のように、こどもセンターで行っております子育て支援に関する事業の一部が、病休などによる職員不足のためにやむを得ず休止状態にあります。

職員の確保については、看護師や保育士という有資格者の募集をここ数年継続して行っておりますけれども、残念ながら応募者がいない状態が続いております。現在も募集要件に教諭資格を加えるなど、募集枠を一部拡大するなどした募集を継続しております。今後も引き続き職員の確保に努力してまいります。

また、作業療法士や言語聴覚士などのセラピストの必要性については十分認識しておりまして、保健所や壱岐病院などからの派遣について相談をいたしましたけれども、なかなか配置ができない状況にあります。

職員の配置については、保育士や児童指導員についての配置基準は設けられておりますけれども、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などといったリハビリテーション専門職であるセラピストの配置は義務づけられておりません。そのためセラピストを常勤で配置している事業所は全国的にも極めて少数と聞いております。

今後、地域おこし協力隊などの活用も含めまして、関係機関と協議しながら配置に努力してま

いたいと考えております。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 御答弁ありがとうございます。努力をされているということで、私もその辺は承知しております。

それで、募集の件も実際にハローワークに出されてありまして、その実績も確認いたしました。なかなか人が集まらないという状況もございまして、そこは理解をしております。

ただ、人の集め方につきましては、ちょっと私も募集されているということお伺いしましたので、実際に探したところ非常に探しにくい状態でありまして、と言いますのは、ハローワークのホームページに行かないと人を探しているという情報は見つかりませんでした。つきましては、私の希望としまして、壱岐市のホームページのトップページに募集している旨、出していただければ、簡単に見つかるんじゃないかというふうな気もいたしますので、その辺の検討をしていただくと非常にありがたいなというふうに思います。

それと、専門家の配置ということで、地域おこし協力隊の検討ということもありますということでしたので、この辺も壱岐市の子育ての島ということをアピールするために、専門家を配置しようとする意思と言いますのがあらわれてくると思いますので、目玉政策として打ち出していくのは適当だというふうに私も思います。その辺を充実させていけるように、努力していただきたいというふうに感じております。

さらに地域おこし協力隊と言いましても、すぐには解決できない話でありまして、現状既に療育を必要としている、サービスを利用しようとしている方もいらっしゃると思うんですね。そういう方に対するフォローと言いますのが、すぐにできない状態と言いますのは、やっぱり何らかの対策をしないといけないのかなと思いますので。

例えば今年度でありましたら、壱岐市にも健康増進課の保健師さんたちがいらっしゃいますので、そういった方々と連携ができないかとか、あとはもしくは島内の専門家、保健所でありましてか県の機関でありますとか、そういった方々と協議するという場を設けることができないのか、そこをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

○市民部長（原田憲一郎君） ただいまおっしゃられました健康増進課、そして保健所、壱岐病院などの関係についても今後努力してまいります。そういうサービスとかの派遣についてですね、その辺も相談してまいりたいと考えております。（「ホームページ」と呼ぶ者あり）ホームページの件については、早速取り組んでまいります。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 前向きなお答えをいただいたということで、私も安心をするまでにはいきませんが、今後より注意をして見てまいりたいと思います。

積極的に子育ての島というのをアピールしているからには、どんどんそういった対策というのを積極的にやっていただきたいと思っております。

この件につきまして、一部お母さんたちのグループの中でアンケートもとっておられまして、実際私も見させていただいたんですけども、これ5センチぐらいですか、500人ぐらいの方の御意見が集まっているものがございました。

やっぱり見ますと、市長に対する子育ての市に対する期待というのが非常に高く、何とかこれ以上悪くならないようにということと、よりよい島になるように、壱岐が子育ての島としてアピールできるように頑張っていたきたいということが書いてありましたので、その辺につきまして市長のお気持ちを教えていただければ助かります。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま市民部長が申し上げましたこと、このことを早急にまず取り組ませるとのこと。

それから、今のアンケートにつきましては、私も承知しておりませんが、その期待というものはあると思っています。ですから、こどもセンターの組織自体、そういったものの中身を見直すことも含めて取り組みたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 市長からも前向きな御意見をいただきました。さらに子育ての島として充実していきますように私も期待をしておりますので、ぜひとも頑張っていたきたいと思っております。

この件につきましては、これで終わりたいと思います。

2番目の質問に入ります。

2番目なんですけども、来島旅行者の「欠航延泊費拡大」についてということで御質問いたします。

壱岐と本土を結ぶフェリーや航空機に天候不良で欠航が生じた場合に、一定の条件を満たした旅行者に、旅行費、滞在費を最大2泊分まで実費補償する県の制度が10月から始まりました。現在は、体験型メニューを含む旅行商品を購入者対象に来年2月までの試験期間中だと理解しております。

ただ、来年度も継続されるものと想定をしております。そこで壱岐市はサイクルフェスティバルやウルトラマラソンなど、島外から多くの参加者を集める大きいイベント、スポーツ大会をしております。これらイベント参加者も、この制度を利用できれば、より多くの島外客がより安

心して参加でき、集客が見込めるんじゃないかと考えております。

県にこの制度の改善を求めていただきたいと思いますと思っておりますけれども、いかがか御見解をお伺いいたします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 植村議員の御質問にお答えいたします。

本事業につきましては、本年度、県事業により有人国境離島法における滞在型観光促進事業を活用し、天候不良等による欠航時の延泊分費用負担に対する不安を払拭し、安心して離島を訪れてもらうための新たな取り組みであり、誘客促進を図ることを目的とした実証事業として、鹿児島県奄美諸島に続き全国2例目として、「長崎しま旅欠航補償制度」を11月22日からスタートし、年明けの2月28日までの期間限定の事業となっております。

この制度につきましては、県事業である「長崎しま旅滞在促進事業」及び「長崎しま旅わくわく乗船券」により、本市にお越しいただいた方を対象として、欠航時の延泊分宿泊費を1人1万円、2泊を上限として補償する制度となっております。本制度は、あくまで試験的な実証事業となっておりますので、利用者負担もなく全額を国、県の負担となっております。

さて、本市で開催しているイベントに対しても、この制度を利用できれば島外からより多くの参加者を期待されるため、県への制度拡大、改善を求めてはとの御提案でございます。

国の交付金を活用する上では、宿泊と体験が必須となっており、単にイベント参加だけでは対象とはできないことも課題としてございます。

また、本制度は、実証事業のため3カ月強の期間となっておりますが、期間が長くなれば当然その分の事業費が増え、また御提案のイベント等まで対象範囲を広げれば、さらに事業費が増えることとなります。

鹿児島県では、地元負担があると伺っており、制度継続となれば次年度以降、本市への負担も求められることも想定されます。本年度の推移、また検証結果を踏まえた判断も必要かと考えますので、誘客に向けた大変すばらしい制度でございますので、県に対して継続、拡大の要望を行ってまいりたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） お答えいただきました。私がなぜこれを考えたかと言いますと、昨年のウルトラマラソンで台風が来まして、非常に多くの方々が島のほうに缶詰状態になって延泊を迫られたというふうなことになりまして、お話をお伺いしたところ、島だからリスクは考えていたんだという話なんですけれども、やっぱり負担になると。お友達の中には、そういったリス

クを抱えて参加するのはちょっと怖いということもあって、ウルトラマラソンの参加を諦めたという人もいたという話でしたので、だったら、そこを補填してあげれば参加しやすくなるだろうというふうに考えたわけなんです。

それで、おっしゃるとおり事業費拡大しますので、のべつなく全部とは言いませんけども、例えばウルトラマラソンだけとか、一番大きい大会だけとか、そういったものの指定イベントというふうにしまして、限ってやるとかいうふうなこともできるんじゃないかというふうに思いまして、もしくは県にそういった提案ができるようであればというふうなことで考えました。

壱岐市のほうでは、第3期壱岐市観光振興計画ございますけども、この中で基本施策としまして、壱岐ウルトラマラソンの実施及び船欠航時等へのリスク緩和策検討ということで記載がございます。具体的検討事業というふうに入っておりますので、その辺のことを考慮していただきまして、今後さらに利便性がよくなるように考えていただきたいと思います。

ここについて何か御意見ありましたら、答弁お願いします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの植村議員の質問にお答えいたします。

イベント開催等につきましては、ほかの離島との兼ね合いもありますが、ウルトラマラソン、それからサイクルフェスティバル等、壱岐として重要なイベントでございますので、その辺含めて県のほうに要望等したいと考えています。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） これからのことを期待しまして、この質問を終わりたいと思います。さらに便利になるように、いい制度になるように努力していただければと思っております。

3番目の質問にまいります。観光大使についてということで、事前に通告させていただいております。

観光大使ですけれども、今の壱岐市の観光大使は、現在11名というふうに承知しております。壱岐市観光大使設置要綱では、大使の任期は設けないとなっております、本人から辞退の申し出がない限り、大使が増えつづけていくということになっていると思います。

ほかの自治体を見ますと、任期とか解任条項がありまして、万が一観光大使としてふさわしくない行為があった場合でありますとか、初期の目標を達成した場合は任を解くということがあるようでございます。

最近では、ニュースになりましたカルロス・ゴーン日産会長が逮捕されたりでありますとか、または携帯電話が急に使えなくなってくるといった考えもつかないようなことが起こっておりますし、何があるかわからない世の中になっております。

そこで壱岐市の要綱も何があっても対応できるように、観光大使の任を解くことや任期を設けたりということで要綱を改めておいたほうが現実的に運用できるんじゃないかというふうを考えておりますけども、市の見解について御質問いたします。

いや、もう時間がないので、ここでいいです。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの植村議員の御質問についてお答えをいたします。

観光大使につきましては、壱岐市を積極的にPRしていただくために、壱岐市に愛着を持っている方など壱岐市観光大使設置要綱に基づき委嘱しております。

観光振興施策の一環として、平成18年に本要綱を制定しており、要綱制定時には未長く壱岐市をPRしていただきたいということから、任期等については設けていないところが実情でございます。

現在10名と1団体の11組の方々に観光大使を委嘱しており、壱岐市を積極的にPRしていただける方なら何人でも委嘱して構わないと考えております。

しかしながら、要綱制定から10年以上経過し、要綱の趣旨は変わらないというところがございますが、議員御指摘のとおり観光大使が増え続けているというのも事実でございます。

今後、観光振興施策として観光大使の制度をどのように運営していけば、より効果的になるものか、任期、解任条項を含め、今年度中に見直すこととしております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 見直しをするということですので、前向きな答弁かというふうに思っておりますけども、どういった方向の前向きな考え方なのか、ちょっとはつきりしなかったんですが、どういうふうに見直すのか、方向性だけでも教えていただければ助かるんですけども。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの任期解任条項を含め、今年度中にも見直すこととしておりますという答弁をいたしました。任期につきましては、現在設けておりませんので、2年、3年とか5年とかあると思いますが、そういう任期を定めて条例を見直したいと思っております。

また、解任条項につきましても今現在ございませんので、どういう条件であったら解任するという条項も含めて、今年度中に見直すこととしております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。



○議員（3番 植村 圭司君） 今年度中に見直しということで、結果を待ちたいと思います。よろしくお願ひいたします。

最後に、4番目の質問にまいります。

4番目の質問でございますが、入札制度改革についてお尋ねをいたします。

12月会議の行政報告の中で、長崎県警から今後行政としてより適正な入札が行われるよう、入札制度のあり方等について研究してほしいという意見があった旨、言及がありました。

そこで、ここは通告してなかったんですけども、まず通告した質問の前にお伺ひしたいのは、この行政報告の内容は、辞職した前副市長と市職員は県警から事情聴取を受けたが、何ら問題ないという認識で構わないのかという確認を一つしたいと思っております。その確認をした上で、1番目に、なぜ県警から入札制度のあり方等について研究するように意見があったとお考えか、一つ教えていただきたいと。

より適正な入札とはどのようにする方向か。さらにどのように研究し、いつまでに結果を出すかということをお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 植村議員の4番目の質問でございます。お答えをする前に、今回の件につきまして、市民皆様に多大な御心配をおかけしたことを深くお詫びを申し上げます。

まず、通告以外の御質問でございますけれども、前提の御質問でございますけれども、私は行政報告に書いておりますように、申し上げたように、それ以上のことを県警から伺っておりません。壱岐市に入札に対して問題があるという情報を得たと。その一環として、前副市長を含む職員を事情聴取を行った。その結果について、何ら市職員に対して措置、コメントはございませんでした。

そういった中で、ただ申し上げますように、より適正な入札制度を研究してくれないかということでございました。それ以上のことは私も聞いておりませんので、お話ししようがないということをお願ひいたします。

それでは、まず第1点目のなぜ県警から意見があったとお考えかとの質問でございます。行政報告において申し上げましたとおり、入札に関する捜査の一環として、市職員等への事情聴取が行われましたが、結果として市職員に対する警察からの措置及びコメントは何もございませんでした。重ねてこのことを申し上げておきたいと思ひます。

警察といたしましては、市が行う入札について何らかの問題があるとの情報があったことで、その要因が市の入札制度にあるのではないかとされ、意見がなされたものと推察をいたします。

本市の現行の入札制度につきましては、地方自治法及び同施行令また国からの通達、指針等に

基づき独自の制度構築を行ってきておりますが、改善の余地は多少なりともあるかとは思いますが、入札事務の執行そのものに問題があるわけではないことを申し上げておきたいと思っております。

次に、より適正な入札とはどのようにする方向かとの質問でございますが、ただいま申し上げましたとおり、入札の事務自体には何ら問題はございません。ただ、入札の制度に関して言えば、各自治体によってそれぞれ異なっておりまして、この方法が最も適正であると断言できるものはございません。それぞれの地域の実情に合わせた制度を構築されてきたものと考えております。

したがいまして、長崎県下のみならず、他県の自治体の制度も研究し、本市の実情、環境に適した制度改革を行っていく所存でございます。

議員御承知のとおり、地方公共団体の契約は原則として一般競争入札で行うこととされておりますので、入札公告を行って参加申し込みを募り、一定の資格を有する不特定多数の希望者同士で競争に付し、最も有利な条件価格を提供したものと契約を締結するという方式を基本とし、広く競争性を確保する方針でございます。

しかし、壱岐市においては、全てを一般競争入札としていないことも事実でございます。

また、予定価格の公表につきましても、現在は国、県の運用方針にのっとり、入札後の公表、つまり事後公表を行っておりますけれども、職員に対する不当な働きかけの防止などを理由に、入札前の公表、予定価格を事前に公表することを行っている団体も数多く存在いたします。

そもそも現在の工事価格につきましては、市場調査によって得られた価格、いわゆる市場価格を基準として算出されておきまして、業者においても同様の積算が可能であることから、予定価格を秘密にすること自体に意味がないのではないかという意見もあります。さらには、最低制限価格の有無についても、その取り扱いは自治体によってさまざまございまして、制度そのものを取り入れていない団体もございまして。

いずれにしても、それぞれにメリット、デメリットがございますので、どのような方法が壱岐市の実情に適しているのか、より適正な入札制度となるよう協議を重ね、早急にお示しいたと思っております。

次に、どのように研究し、いつまでに結果を出す予定かとの質問でございますけれども、今申しましたように、他自治体の入札制度も参考にしながら、どこに問題があり、どのような入札制度がよいのか、壱岐市建設工事等指名審査委員会、これは私の権限の範疇ではございませんので、この審査会に研究を託して検討してもらった上で、来年度当初に向けて見直しを図っていきたくと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） お答えいただきました。

それで、私も入札の件につきましては、ここで細かい話をしたいというふうには思っていないくて、方針の確認だけしたいと思っております、まず島内業者が大事にさせていただきたいというふうなことがありますので、制限ないという話じゃなくて、やっぱり壱岐島内の業者さんを優先的にできる形のほうが、その中でなおかつ競争性を確保して透明性を確保していくといったほうがいいのではないかとこのように思っております。その辺の工夫というのは、いろいろな方法があると思っておりますので十分検討していただきたいというふうに思っております。

検討の方法なんですけれども、今おっしゃいました中には、審査委員会でやるというふうなことだったんですけども、これは市長の責任においてできるものじゃなくてということですので、副市長がトップになってやるもんだらうと思うんですけども、これは壱岐市内部の委員会というふうな位置づけなのかちょっと確認したかったんですけど。

と言いますのが、私が思うのに、こういった騒動といいますか、10月、11月、いろいろお話がありまして、島民も結構心配したところがございますので、一つの例としまして、いろいろ探しました。そしたら、波佐見町のほうで昨年事件がありまして、波佐見町の内部で検討した結果というのが公表してありました。

その内容といいますのが、ここにあるんですけども、この場合、事件でしたので、「官製談合に係る再発防止対策について」ということがありまして、その中に書いてあります内容が。ここは委員会をつくっております、検討委員会をつくってまして、その中には市役所の幹部の方々のみならず、例えば外部専門家としまして、これは長崎県総合事務組合の行政不服審査会委員でありますとか、あとは長崎県行政振興協議会の情報公開審査会委員であるとか、個人情報保護審査会委員という肩書きの方が入っていらっしゃいます。

ですから、なるべく内部だけじゃなくて、外部の方も入っていただいて、より深く議論していただいたほうがいいんじゃないかというふうに思っております、そういったことも含めまして御答弁いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 植村議員御指摘のように、一般競争入札、これを全て行うとなると、やはりいろいろと問題もございます。原則どおり全ていけるというわけにはいきません。その辺をやはり考えながら、そして今、植村議員おっしゃるように、今までは副市長をトップとして部内で指名審査等々をしてまいりました。今、波佐見町の例を申されましたけれども、もしかしてそれは私もよく覚えておりませんが、官製談合の関係だったと思いますけれども、今回官製談合ということは全くなかったわけがございます。が、そのことを未然に防ぐためにも、それをぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 参考にしようということでございますので、その方向でなんとか検討していただきまして、十分な回答を得ていただきたいと思っております。

これを見ますと、ある程度の方向性というのが見えてくるわけですが、この検討の内容もそうなんですけども、検討結果を公表していただくということも、あわせてお願いしておきたいと思っております。

と言いますのが、これは2年前ですね、2年前の壱岐市内の話ですけども、消防設備の件で入札の問題がありまして、このときは総務文教委員会のほうから改善策を提案していただいていたと思っております。この提案の話を受けて、改善策というのを示されてあったと思うんですけども、示されたと言いますのが、私が聞きましたのが、前回の9月会議のときに対応しておりましたという話を聞いたわけなんですけども。結局2年前に提案がありまして、私が知ったのが去年の——あ、ごめんなさい、前回9月の議会でしたので、それまで何も提示がなかったというふうに理解をしております。

なるべく速やかに、どういうふうな対応したのかということも含めて、結果を公表していただきたいということをお約束していただきたいというのが、今回の趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいんですが。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） その分については速やかに公表したいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 前向きな答弁でありありがとうございました。

私が何回も常々言っているんですけども、公表するとか説明するという話が大事だと思っております。私の好きな言葉なんですけども、「殺菌は日の光にさらすのが一番だそうさ」というのがあります。「殺菌は日の光にさらすのが一番だそうさ」、これはアメリカの最高裁判事の言葉なんですけども、悪いことをしようと思っても、日の光にさらすということが、それを防止する策になるんだということの言葉でございますので、要は日の光にさらすと言いますのがオープンにするということです。

ですから、なるべく公表できることは公表すると。個人情報であるとか入札情報というのは公表できませんから、しなくても構わないんですけども、公表できるものは進んで公表する、そういった姿勢を持っていただいて行政のほう取り組んでいただきたいという思いを込めまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって植村圭司議員の一般質問を終わります。

.....  
○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時50分とします。

午前10時38分休憩

.....  
午前10時50分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、清水修議員の登壇をお願いします。

[清水 修議員 一般質問席 登壇]

○議員（4番 清水 修君） おはようございます。

それでは、4番議員、清水修が、通告に従いまして大きく3点について質問をさせていただきます。

これらの3点、1つ目には壱岐市自治基本条例の制定、壱岐子どもセンターの充実、そして上水道の維持管理を上げさせていただいていますが、この3つは、これからの壱岐市にとりましても大変重要な未来への希望の光を見るという思いで、きょうは質問をさせていただきます。

まず1つ目は、壱岐市自治基本条例についてのお尋ねです。

地元の新聞紙にも答申のこのニュースが大きく取り上げられておりましたので、島民の皆様方もかなりの関心をお持ちだと思います。ただ、この条例は議案として提出されておりますので、常任委員会での審議が詳しくあるかとは思いますが、これからの壱岐市にとって、少子高齢化の壱岐市がこれから先どのようなまちづくりを進められていくのかというのは、誰もが心配している課題だと思っておりますので、代表をして伺わせていただきます。

この基本条例は、極めて重要なよりどころとなる条例になるわけです。市政報告でも経過説明が市長様よりありましたように、市民による審議会の立ち上げを平成26年、年末ぐらいですかね、11月ぐらいに立ち上げられ、4年もの長きにわたり検討されたものを、今年度の10月にパブリックコメントを求められ、11月22日に答申書を受領され、本議会での上程となっております。

素案づくりに約4年を費やし、パブリックコメントには76件のコメントがあったというふうに掲載されていましたが、そのことを取りまとめられ、答申をすぐ経て、この議会に上程されましたので、最後の詰めのところ十分に市民の意見が取り入れられたのかなと思ってみたり、または、答申してすぐ市当局でのこの後、どのように扱って上程して議案にしてという、そういう流れのことなどを思えば、少し最後のほうが、「最後」というか、議会に上げるまでの手順等が性急ではなかったのかなと思う面もありますが、私が見た範囲では、非常に、このよりどころと

なる壱岐市自治基本条例というのは大事なものだなということを思ったのは、確かでございます。

次年度に向けて、この条例を具体化させるためには、この議会で可決しなければならないということも、よくわかります。が、事前の周知といいますか、そういったところが、これからもされると思いますけど、十分できていたのかなというの、改めて感じる面もあります。

ですから、初めに、この条例の制定を急がなければならなかった理由、意図ですね。県内でも3番目の条例制定になるというようなことも載せてありました。その理由、意図をお尋ねいたします。

次に、内容を拝見いたしました。パブリックコメントの前と答申とも見比べてみました。確かに、文言は変わっていたり、その条文はかなり入れかえがあったりしていた条項も見受けられましたが、もうほとんどは素案をもとにした内容であったと思いますし、しかし、現在行われている市政について条例化されているということも感じました。だから、改めて、この条例制定を急がれる理由があるかと思しますので、その辺も含めて、後ほど御答弁をお願いしたいと思います。

何度か読み返してみれば、壱岐市のまちづくりについて「よく、まとめてあるな」とも思い、しかし、具体的にはどのような姿をこれから先、描いておられるのかということに対して、もっと詳しく知りたいなというようなところが「別に定める」と書いてあったりされていますので、その辺も含めて今後の見通しを次にお尋ねします。

そして、この項の3つ目として、聞くところによりますと、次年度から「地域自治協議会」というものを小学校区ごとに立ち上げて推進していくようにも伺っていますので、これまでの壱岐市地域担当職員制度との違いというのがあるのかな。そのことを改善といいますか、発展させるという部分もあるのか。

確かに、「協議会」と「職員制度」ですから全然違うものだということもわかるんですけども、地域担当職員制度は、公民館の課題や活性化に向けて、その方と一緒に進んでいくために設けていただきました。今度の地域自治協議会を、小学校区ごとに、協働の、官民協働のまちづくりができるようにということとされる意図もわかりますが、その辺のことをもっと市民の皆様にもおわかりいただけるように説明をしていただければ幸いですので、この3点について、まず御答弁のほうをよろしくお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 清水修議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 清水議員の自治基本条例について何点か御質問がっておりますので、お答えをいたします。

自治基本条例は、市民の権利と責務並びに市議会及び市長等の責務を明らかにし、市民を主体

としたまちづくりの実現を図るものでございます。

これまでの行政が行うまちづくりは、一律公平な行政運営であるため、多様化する地域ごとの課題に対応することが極めて難しい状況となってきております。そのため、課題解決を行う手段の1つとして、地域社会を構成する市民の方が地域づくりに積極的に参画する協働型社会を目指し、市民との協働の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

国立社会保障・人口問題研究所が発表した壱岐市の将来推計では、2040年で1万6,475人となっており、5年前の推計より約2,000人も減少が進むとされております。人口減少対策は市の最重要課題として取り組んでおり、有人国境離島法の有効活用などにより社会減の抑制につながっておりますが、抜本的な解決策までとは至っておりません。

このような中、少子高齢化や人口流出などの人口構造の変化により、地域活動などに影響が出ており、今は大丈夫であっても、5年、10年先の将来を見据えた対策を今から講じておかなければ、そのときが来た時点では手おくれとなると考えております。

今回、答申があり、本議会に上程をしたところでございます。そのため、今回、自治の基本を明文化し、新たな地域コミュニティを形成し、みずからの町はみずからの手で作るという意識のもと、市民・市議会・市長等がみずからの責務を自覚し、参加と協働のまちづくりを積極的に進めるため、自治基本条例を制定するものであります。

次に、新たな地域コミュニティと壱岐市地域担当職員制度との違いでございますが、地域担当職員制度は、地域と行政の相互の橋渡し役となり、支援するものであり、地域組織を直接運営するものではありません。反面、新たな地域コミュニティは、主役である市民が、みずからの責任により、まちづくりを主体的に行うための地域組織となります。

今後につきましては、これまでの自治公民館制度はそのまま残し、行政区設置検討委員会の中で一定の区域を定め、その区域内にあるさまざまな団体などで構成される新たなコミュニティを形成し、共助による地域運営を進めていき、地域内の課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 簡潔に3つの点についてお答えいただき、ありがとうございます。本当に、壱岐の将来、少子高齢化がますます進むという予測のもと、この条例制定は急ぐんだということを本当によくわかるつもりです。

私も一昨日、公民館大会で地元の公民館の実践事例発表をさせていただきました。沼津地区も高齢化率が44%を超えていて、壱岐市はまだ36%なんですけど、もう、その差も8%もありま

すし、自分の所属の公民館も48%になっていますので、60歳で分けると、もう、とうに半分を過ぎている、いわゆる限界集落に、もうほぼというぐらいの状況ですから、大変、公民館活動が厳しいというか、現状維持をするのが大変な中、皆様には御協力をいただいて、その中で、これまでは市民力事業というまちづくりの施策を活用させていただきました。

そのことの発表をさせていただいたわけですが、その成果として、それまでは、地域のお年寄りの皆様方が沼津地区として集まる機会がなかったわけですが、その市民力事業のおかげで、学校の子供さんや老人会、地域の方々と参加者の方々と一緒に、グラウンドゴルフをしました。それを継続して、してきたんですけれども、そのことで、お年寄りの皆様が「自分たちも、じゃあ、やってみようか」というふうに言われて、お試しの、集まる、そういったグラウンドゴルフをする機会をつくられて、結果的には20名以上、30名近くのお年寄りの方々が集まったの同好会ができて、今盛んに活動をしていただいております。

やはり、そういった市の施策と地域の私たちが一緒になって、いろんな協働の活動ができるようになれば、この人口減少・高齢化の地域を、何とか食い止めながら頑張っていきたいなというふうには思っていますけれども、ほかの地域では、先ほどもちょっと話題にしました地域担当職員制度というのは、かなり利用されているのかもしれませんが、私の地域では、なかなかそこまでお呼びして、会とかにお呼びして「こうこう、こうがあるから相談に乗ってください」とかいふことまでは、正直なところ手が回らないといえますか、現状の維持活動をすることで精いっぱいであったり、今の公民館体制が2年ごとの大体もう順送りの役員決めだったりしていますので、なかなか、「じゃあ、自分たちの地域をよくしていこう」という、「まず、地元からそういう機運を起こそう」という意識がなかなか出てこないのが現状かなと思っておりますので、この地域自治協議会というものに、もう大いに私は期待をいたします。

ただ、市政方針の中で言われたように、学校には今、地域学校協働活動というのを——いわゆる、学校支援会議がずっと熟して、地域でそういう活動が広がって、文部科学大臣表彰を3年連続で受けるほどの学校と地域の御努力があられると思いますので、当然そういったことも含めて、その地域自治協議会が運営されていくんだろうとは思いますが、どうしても、市がこういう条例が決められると、何か「上から言われたから、する」みたいな意識が……。

やっぱり、皆さん仕事をしたり、いろんな面で、もうぎりぎりの——ですね、生活と申しますか、精神的に、そういう、そこまでまた新しいことをするまで手が回らないみたいなのがどうしてもあるものですから、これからの、いわゆる周知と、そしてその具体的な進め方というのが上から目線にならないようにしていただきたいので、少しお尋ねを追加させていただきます。

それは、1つ目に、この自治基本条例のことを、例えば周知のために校区ごとの説明会をしようとか、またはそのモデル地区の指定とか募集とか、そういったものはあられるのか。



そして、条例の中に「別表に定める」という箇所が4カ所あります。議会や議員については、協働の活動については、その「別表」というのは議会条例とか議員のそういった条例を見て下さいということだったんですけども、あと2つの、地域割のこととか参画の進め方とかいうことについては、「これから定めますよ」というようなお答えは何ったんですけども、その辺のことも含めて、この説明会またはモデル地区等についてのお考えがあるのかどうかを教えてください。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの清水議員の御質問にお答えをいたします。

この基本条例それから自治協議会等を説明するために、校区ごとの説明会を年明け以降に計画をしております。ぜひ市民の方々に御参加をお願いしたいと思っております。

次に、モデル地区につきましては、現在、小学校区単位を基本として設置するようにはしておりますが、そのモデル地区につきましては、校区でこの交付金を活用した事業をしたいというところにつきましては、積極的に参画して、できたところからモデル地区として手を挙げていただいて、この事業を進めていただきたいと思いますと考えております。

3点目の、「別に定める」という3項目ほどありますが、行政区設置委員会につきましては、年明けからその会議を進め、どのような校区にするかを決定したいと思っております。また、参画につきましても、必要に応じ条例を定めるように検討しております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） お答え、ありがとうございます。

本当に、先ほど最初にも言いましたように、この条例を希望の光にぜひできるように協力をしていきたいとは思いますが。

最後に一点気になるのは、校区ごとのその協議会ですけれども、先日の研修会の中でも部会で話が出ましたけれども、やはり校区といたしても、非常に状況が、実情が、差があります。広い地域のところもあるし、集落の密集した地域であったり、人口が多かったり少なかったり、産業が——とか、いろいろそういう面での違いが結構あるから、なかなか十分どころができにくいのではないかなというような御意見もあったわけですけども、今言われましたように「できるところから手を挙げていただいて」ということでございますので、課題の多い私たちの地域あたりが、しっかり、模範までにはいかなくとも、何かのそういった活路になるようなことができるように努めていきたいなというふうに思います。

このことについてのお願いですけど、本当に、周知という部分についてはしっかりしていただいて。やはり、なかなか見とって見ても見なかったり、いろいろしてあっても目にとまってなかつ

たり聞こえてなかったり、いろんなことがあっていきますので、これまでもいろんな事業や方針については周知はなされているんですけども、特にこの自治基本条例については大事なことだと思います。その地区でのスタートの時点が、何か重いものを背負うような、そういう雰囲気では、なかなか狙っていることが十分進まないのではないかと。

とにかく、言い方は悪いですけど、「言われていることをすればいいんでしょう」みたいになると、もう本当に、せっかくのものが壱岐の未来のために役に立たないことになりかねませんので、その周知のことを最後をお願いをして、次に進ませていただきます。

2点目は子育て支援についてということで、壱岐こどもセンターについてのお尋ねです。

先ほど同僚の議員からも私の聞いたかったことと同じような趣旨の質問がありましたので、重複は避けたいと思いますし、また市長様からも、もう「前向きに検討される」という御答弁もいただき、壱岐市のホームページのトップにもそういう求人を上げてくださるといようなことを伺いましたので、さらにどうということは言いたいのですけども、質問を上げていましたので、一言だけお願いといたしますか、させていただきます。

それは、いろいろお声を聞いたり、そこの「こどもセンター」に行ってみ学をさせていただいたりしましたが、この壱岐こどもセンターは、島外から来られた転勤の方とかIターンの方々、いわゆる若い世代のお母さん方に非常に好評だというふうに聞いています。でも、いろんな事情でそういう広場ができなくなったり療育のほうが十分手が届かなかったりというふうな現状に、非常に嘆かれて、御相談を受けたりもしました。

先ほどの自治基本条例の中にも、「教育のしま・壱岐」というのをつくり上げるための条例ですよというふうに前文でも載せられていますので、この壱岐こどもセンターというのは、壱岐に移住される皆さん方にとって、大事な情報の場所になると思います。この場所が、例えば「こういう状態で、なかなか十分活用できない」、「今まではこうだったんだけど、もう今はできないんですよ」というのは、まあ怖い話ですけど、SNSなどではすぐ広まっていくんじゃないかということ私なりに心配をしたものですから、今回は上げさせていただきました。

その中で一点は、この専門職の方々の確保というのが難しい、厳しいという状況というのはよくわかるんですが、それは、とりもなおさず、もう雇用条件が非常に、他と比べて、やはり差があるのではないかと。

確かに、日本中もう人手不足ですので、なかなかその募集に対する反応というのは厳しいものがあるかと思いますが、ぜひ、この専門職の方々の勤務条件といたしますか雇用条件をやはり見直されて、少しでもいい条件の中で確保ができますように御努力をしていただければ。

まあ、こういう言い方は非常に変ですけども、壱岐の皆様方の思いとしては、市長、副市長、議員等の給与云々ということを行うのであれば、そっちのほうをどうかしてよ、しなきゃいけない

いんじゃないの——ぐらいのお気持ちを感じます。

私たちも、確かに、壱岐市のそういった部分でのものは、私たちも最低かもしれませんが、もしっかりそこで頑張って、この未来の子供たち、または親御さんたちが安心して壱岐に帰ってこられる島づくりに検討していただきたいなど、専門職の方の確保をお願いしてみたいんですけども、何かその件について、もし、ちょっと通告にはなかった部分になりますけれども、ありましたら、お願いします。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） ただいま清水議員のほうから質問がございました、専門職の確保というところで、雇用条件の差があるのではないかとこのところの御心配をいただいております。

そういうところで、現在まで、嘱託職員で募集をかけておりました。そこら辺のところを見直すということも含めまして、現在、平成30年度壱岐市職員採用試験案内を、受け付け期間が12月7日金曜日から31年の1月4日の金曜日まで、今募集をかけております。試験日が31年の1月の27日ということで、なかなか該当者がいないもんですから、社会人経験者枠を設けまして「一般事務等」という中で、今回、「作業療法士」をその中に含めております。

ですから、応募があるかどうかは今のところわかりませんが、正規職員として、そういう採用の仕方も今行っておるところであります。

ただ、配置につきましては、連携を保つという中で健康増進課等に置くのか、どこに置くのかは、全体的なバランスをとりながら対応していきたいと思っております。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） ありがとうございます。1人でも多くの専門職の方が募集に応募され、壱岐市の子育て支援の活動がしっかりできますことを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

最後の質問は、上水道の維持管理ということで、今、国会のほうでは、もう可決をされましたけれども、水道法の改正にかかわっての民間委託などの報道がよくなされているので、「壱岐市はどうだろうかねえ」というお気持ちを持たれている市民の皆様方も多いのではないだろうかと思ひまして、確認というような気持ちで質問をさせていただきます。

私も、壱岐市には、水は豊富だし、水道事業もそう問題——まあ、漏水かれこれ、いろいろあっていて、応急処置を何かされているとは思いますが、何分、年数がたっておりますので、いろんな面で課題は抱えておられると思いますが、まだ大丈夫だろうというふうに思っている

んですけど、一番大事な、この「水」というライフラインのことですので、これからは、いわゆる世帯数も減る、人口減少または配管の老朽化などは大きな課題として持っておられると思います。

学校にちょっと勤めていたときに、かなり年数のたった学校の配管でした。腐食が非常にひどかったようで、時々、さびのたまりといいますか、塊が出てきたりとかいうようなこともあったので、非常に毎日の水質検査とか、学校のほうでも欠かさずやって、安全な水ということで、していたんですけども、そういうのを見れば、職員でも保護者でも子供たちでも「この水、飲んでも大丈夫」というようなことになり、特に夏場についてはもう水筒持参というのが今、小中学校では多くがなされていると思いますが、そのときも、その当時の校長先生は「いや、壱岐市の水は大丈夫。生で飲んでも大丈夫」というふうに言われていたのを思い出します。

普通の一般家庭はそんなに言わないかもしれませんが、やっぱりそういった施設、特に学校施設というところは、子供たちが毎日かかわる、貴重な水でございますので、配管の老朽化対策または高架槽の設備等についても点検などをしていただきたいなというふうな気持ちもありますので、今後の上水道の見通しについて、いわゆる民間委託とか何とかはせずに壱岐市で管理されるだろうというふうには思いますが、皆様方の不安を払っていただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 4番、清水修議員の御質問にお答えをいたします。

安全・安心のまちづくりについて、水道事業の現状課題と今後の見通しについてでございます。まず、水道を取り巻く背景について御説明を申し上げます。

水道事業につきましては、施設等の老朽化等に伴う大量更新期の到来や人口減少に伴う料金収入の減少等による経営環境の悪化といった課題に直面をいたしております。住民生活に密着した重要なインフラである水道の持続性を高める取り組みと経営健全化が、喫緊の課題となっております。

議員御質問の内容につきましては、国会で審議され、つい先日、12月6日に成立しました水道法の改正に伴う御質問であろうかと思っております。

ここで、今回の水道法の改正内容について、若干御説明を申し上げます。

改正内容は大きく5つの点がございます。

1つ目に「関係者の責務の明確化」、2つ目に「広域連携の推進」、3つ目に「適切な資産管理の推進」、4つ目に「官民連携の推進」、5つ目に「給水指定工事事業者制度の改善」でございます。

中でも、「官民連携の推進」が国会や報道で注目されているものでございまして、その内容といたしまして、地方公共団体が、水道事業としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入するというものでございます。

これは「コンセッション方式」と申しますが、簡潔に申しますと、水道施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、料金徴収を含む、施設の運営権を民間事業者へ売却・委託するという民営化手法の1つでございます。

さて、議員御質問の壱岐市の現状での見通しでございますが、現在、壱岐市の水道事業につきましては、平成29年の4月1日より、市内9つございました簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合し、運営を行っております。また、本年4月1日からは、水道施設の運転監視・保守点検業務を3年契約にて民間委託をしております。

今後は、委託をしております業務内容等を精査しながら、本契約満了後の包括委託を含めて、研究をしていきたいというふうに考えております。

なお、先ほど御説明申し上げましたコンセッション方式の導入につきましては、県内、他市町の動向等を勘案しながら、これも研究をしてまいりたいというふうに思います。

また、広域連携につきましては、壱岐市にとっては非常に難しい課題ではございます。本年度より、現在、県が主体となって検討会を開催しておりますが、その中で、県内をブロック分けをし、広域連携の内容を検討するようになっております。本市は、離島広域圏の壱岐・対馬ブロックとして設定をされておまして、今後、両市においてブロック会議を行っていく予定でございます。

以上でございます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 御答弁ありがとうございました。

改正法のポイントを、言おうと、私も準備をしていたんですけども、もうきちんと5つの点について言っただき、その中で、できること、コンセッション方式や県との広域連携等についても見通しを言っただきましたので、本当に、今後の壱岐市の上水道の維持管理ということについても安心をいたしますが、何分、老朽化等もありますので、十分な対応はできますように、よろしく願いいたします。

先ほどの蛇足になりますけれども、学校施設は屋上に高架槽タンクがあります。もう潮風で、もう、いろんなボルトとか何とかが錆びて、業者の方が点検に毎年来られるんですけども、回らなかったり、「これ、ちょっと無理して回したら外れるけん、もうやめますよ」とか言われた

りしたことが、自分が前、一緒に管理させていただくときに、ありました。

ブロック塀のことも、ああいう形で国の事業として市町でも点検や補修ができるようになりました。また、こういった水道のそういった施設のことについても、十分いろんな面での点検があっていることは承知はしておりますが、なかなか対応し切れていない部分もあるかもしれませんので、その件も、いわゆる子供たちの安全を守るためにも、確認といたしますか、していただければ幸いです。

以上で、私の3つの質問は終わります。

が、冒頭に申し上げましたように、壱岐への希望の光ということで、自治基本条例、そして子育て支援、水の課題ということの質問をさせていただきました。

最後に、私、先ほども公民館大会のことを言いましたが、実は、沼津地区に、非常に誰もが知っている岩というか石があるんですけれども、「東風岩」と言いますが、その石を実際見たことがなかったんです。その「東風岩」を、この発表を機に見に行ったんですけど、いわゆる60年、ああいう地域で住んでいても知らないことがたくさんある。そのきっかけは、発表だったんですけれども、発表をするまでの準備として、先輩の方々との話し合いの機会を持つことができました。それまでは、もう挨拶だけだったりとか、会での必要事項の話の伝達とか、具体的にどうしようか、こうしようかというような話はしても、自分の住んでいる地域の思いというか、そういったことについての情報交換なり意思疎通ができていなくて、とても新鮮だったし、「いや、頑張らないかな」という気持ちが起こったことも、事実です。

この――戻りますけれども、地域自治協議会も、そういった場で、まずはスタートはあってほしいなというふうに思います。確かに、この条例の説明なり見通しなり手順なり、何かそういったことも、当然、最も大事なことなんだと思いますけれども、何かそういうことも、とっても大事だなというふうに感じましたので、最後のまとめとさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、7番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 久保田恒憲君） 午後からと思って、ちょっと安心していましたが、早速、一般質問に移りたいと思います。

私は今回、大きく3点ほど質問をしております。

1点目、安全・安心なまちづくりの取り組みの1つである防犯パトロールについてということ

で、1点目を、その事項として上げております。

要旨として、私の地区では、昨年引き続きまして、ことしも公民館長の呼びかけで各戸を訪問しまして、長崎県と長崎県警が呼びかけております安全な生活を目指すための取り組み、「犯罪なく3ば運動」というのがあるんですけど、それをうまく伝えようということで、この「犯罪なく3ば運動」、御存じだと思いますけどね、一応ここでお知らせをします。

「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」というような内容です。これを地域の人たちに伝えようということで、防犯パトロールを行いました。そのときに、こういう帽子をかぶって——これ、その防犯パトロールの申請をしますと、3個か4個か、いただけます。これをかぶって、各戸を訪問しました。各戸を訪問することで、やはり、皆さんと久しぶりに顔を合わせたり、家庭の状況が少しだけわかったり、実際に回って声をかけることによって、安全な生活をされているだろうか、お元気だろうかというような確認もできてくるわけですね。では、これは非常にいいなと感じました。去年も、そしてことしも。

じゃあ、せっかくこういう防犯パトロールということが呼びかけられているのであれば、壱岐市としても、パレードなんかには参加されているようですので、それ以外に、このような防犯対策といいますか、このようなものに取り組んでおられるのかということと、地域で、ひょっとしたら、もっと私たちの地域よりも参考になるような取り組みがされているのではないかとということで、1点目に、この防犯パトロールについて質問しております。

先日の防災サミットでも、講師の方が「防災は防犯にもつながるんだよ」というようなことを言われました。現実的に、私たちみたいに活動していれば、ああ、そうだな、見守りになって、あるいは防犯にもなる、あるいは防災にもなるというようなことを実感した次第です。

ということで、まず第1点目の質問にお答えをいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 久保田恒憲議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 久保田恒憲議員の御質問にお答えさせていただきます。

安全・安心なまちづくりの1つ、防犯パトロールについてというところでございます。

本市では、壱岐市防犯協会、壱岐警察署、長崎県及び地域の関係機関と連携して、防犯に係る取り組みを実施をしております。

大きな取り組みの1つが、久保田議員にも御参加いただきました県内一斉防犯パトロールでございます。

これは、「犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」、今年は10月の11日から20日まででございました。地域ぐるみの自主防犯活動の輪を広げていくということを目的として行っております。

今年度は、本市では8団体、90人の参加をいただいております。この循環の初日に、青パト隊——「青色回転灯装備車」と言いますが、それによるパトロールと関係機関によるチラシ配布などのキャンペーンを実施しております。

次に、それぞれの地域での連帯感の醸成や自主防犯活動の活性化を図ることにより、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することを目的として、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」を行う団体を募集しております。

壱岐市内では、10の自治公民館等に宣言を行っていただいております。この中で、すぐれた活動を行った団体については県知事表彰が行われておりまして、平成29年度には、壱岐市柳田地区公民館が「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり地域賞」を受賞をされております。

さらに、長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業として、犯罪のない安全・安心まちづくりと交通安全に関する活動に取り組んでもらえる事業所を登録をさせていただきまして、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」の3項目の活動に取り組んでいただいております。

本市では、3事業所に登録をさせていただいております。

また、少年補導員の方と市役所で青色パトロールカーを管理をしております、日ごろから地域でのパトロールを実施をさせていただいております。

このほかにも、特殊詐欺事件、不審者情報などの警戒情報については、告知放送や防犯メールで早急にお知らせするなど、対策を行っております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 8団体、90人に参加いただいていると。その8団体の中に、私たちの地区も入るんですか。

じゃあ、その8団体がどのような活動をしているのかというのを、お聞きしたかったんですよ。宣言もいいですけど、私たちのような活動をしていく中で、手のすいた消防団の人たちにも加わっていただいたり、公民館長・副公民館長……、そうすると、「ああ、季節によっては「火の用心」も言えるな」とか、そういう思いがあるわけですよ。

じゃあ、要するに、地域の安全・安心の中にいろんなことが見つけられるわけです。私たちは、さっき言いました、県警とか県がやっている「犯罪なく3ば運動」を自分たちでコピーして回りましたが、もし来年も続けるのであれば、また違う、もっといい形がないかなと思って質問をしましたので、その8団体の具体的な活動内容をお教え願いたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 先ほど8団体の活動につきましては、統一の防犯パトロールという



ところで、イオンで集合をしていただきまして、そしてチラシの配布、その後、解散をしながらパトロールをして帰るといふ、その部分で申し上げておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

独自の活動の中で、特に表彰を受けられました柳田地区につきましては、受賞の理由として、見守り活動では「子ども110番の家」活動を中心に活動を行っておられまして、QRコードを使用した地図を作成するなどの工夫が見られたということ。そして、パトロール活動では、地域内の危険箇所マップを作成するため、子供等へのアンケートを実施し、その結果をもとにした危険箇所パトロールを行うなどの独創性が認められたというような講評をいただいております。

壱岐市といたしまして、防犯まちづくりの考え方といたしましては、防犯パトロールによって、犯罪発生数の減少と犯罪不安の緩和に効果を期待しております。不審者や犯行現場を発見することはほとんどないと思ひますけれども、潜在的な犯罪者に対するデモンストレーションの効果は大きいと思っております。そしてまた、防犯パトロールの参加者は、地域に対する責任感が強く、地域の住民の連帯感を高めるための活動として有効であると思っております。

さらに、これ、久保田議員さんがホームページのほうに載せてありますけれども、パトロール実施において、久保田議員さんの場合は、道路の木の繁茂しているところが通行障害となっておる、その辺も確認できるというようなことを示されておりました。パトロールの実施において、防犯灯の点検や道路に面した樹木の通行障害、あるいは迷惑駐車の状態なども防犯診断ができるかと思っております。

壱岐市といたしましては、県・関係機関及び地域住民の皆様と一体となった防犯活動の取り組みができるよう、積極的に推進してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 私が言いたかったのは、防犯パトロール、毎年毎年集まって、悪いことではない。もちろんいいことですが、そこから先に踏み出せないかと。

少なくとも、私の地域では、公民館長さんが主体となって、どんなことをしようか、まず、じゃあ地域を回ってみよう、戸別を回ってみようやというところから、「一歩踏み出している」というふうに思っているわけです。

そういう私たちのところでさえ、そういうふうに一歩踏み出しているのであれば、ほかの地域であれば、それこそ防犯パトロールに参加されている人たちだったら、毎年そういうことをしていれば、「これでいいんだろうか」というようなことに気づいて、具体的な活動につなげてあるところも、そういう地域団体とかいうようなところもあるのではないだろうかと思っております。今回質問をさせていただきました。

それは、今後このような場所で、このような質問をして、行政の取り組みをお知らせいただく

ことで、多分、各地域も「ああ、じゃあ、うちもこのくらいだったらできる」とか、そういうふうに広がるのではないかと思って、今回、本当に身近なことですけど、地域のことを地域の人たちがしっかりと見て回って、守らなくちゃいけない時代に当然突入しておりますので、その1つとして、私たち、平人と言うたですけど、地域でやっている防犯パトロールを広めたいと。それから、いろんな形でもっと中身のあるものが出てきてこないかなということで質問をしましたので、ぜひ御理解をいただいて、防犯パトロールから一歩踏み出していただきたいと思っております。

この件は、これで終わります。

それと、追加ですけど、取り組む団体がふえると多分、この帽子を無料で配付はできなくなる可能性もあるかと思っておりますので、その点は、主催者のほうなどと打ち合わせをして実施していただきたいと思っております。

1点目は、これで終わります。

次に2点目の、まちづくり交付金の対象となる福祉保健部と自主防災組織の取り組みについて。公民館に福祉保健部と自主防災組織が設置されました。しかし、先ほどの同僚議員の中にもありましたように、公民館の役員というのは2年程度で交代してしまいます。その中で、どのような取り組みをすればいいのか。

第一段階の組織はできた、あるいは防災でいえば、機材ですね、必要な備品みたいなのは購入した。健康づくりでいえば出前講座はやったとか。そういう一歩目は踏み出したので、じゃあ、この後は、どういう取り組みをすることで、そのまちづくり交付金の対象になるんだろうかということを経験さんたちも本当に心配されていますし、周囲の人たちも「どんなことをすればいいのか」という声が私にも聞こえてきておりますので、このあたりについて、壱岐市からの助言というか、そういうものをいただきたいと思って質問をしております。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 続きまして、まちづくり交付金の対象となる福祉保健部と自主防災組織の取り組みについてという御質問にお答えさせていただきます。

自治公民館で、福祉保健部及び自主防災組織を設置をしているけれども、2年程度で役員が交代する現状では具体的な取り組みが難しいという御質問をいただいております、担当部署が保健環境部、消防本部、総務部にまたがっておりますので、まとめて私のほうから回答させていただきます。

まず、福祉保健部における交付金の交付条件といたしましては、①福祉保健部を設置し、会員に対し、各種検診の推進や地域での見守りを行う。②市が主催する福祉保健部の研修会へ参加す

る。③管理施設や自治公民館の完全禁煙化。④健康づくり活動となっております。

この「健康づくり活動」の活動例といたしましては、市の出前講座を活用した健康教室の開催や健康に関する回覧をする、または、自治公民館の定例会等における健康体操をするなどの実施が挙げられております。

市といたしましても、これらの活動の取り組みの内容がわかりにくいという声もお聞きをしておりますことから、自治公民館の福祉保健部につきましては、平成27年度から全体的な説明会を開催し、平成29年度より、4町の4会場におきまして、自治公民館長様、福祉保健部長様を対象に、健康増進課・市民福祉課と合同で年に1回、福祉保健部研修会を開催をしております。この研修の中で、福祉保健部のまちづくり交付金の対象となる活動や対象とならない活動など、事例を交えて説明をさせていただいております。

以上のような状況において、福祉保健部の役員さんについては、むしろ毎年、説明を受ける機会を得ているという点では、役員が変わることで、みずからの検診の意欲を高めるためには効果的であるというような意見も伺っております。

しかし、どの方法がベストであるか、難しい問題でございます。公民館の実情に応じた取り組みをお願いしたいと存じます。

次に、自主防災組織の活動については、消防本部、総務部危機管理課及び地域担当職員で対応させていただいております。

自主防災組織の育成という面では、まず自主防災の大原則は、自分の身は自分で守る、そして家族、地域を守るということでございます。この精神なくして、自主防災組織の充実は図れません。

加えて、行政の押しつけだけでは限界があります。

また、自主防災組織の充実を図っていく中で、各組織の計画書においては、役割分担がなされ、部等が設けてあります。ほとんどの組織は、自治公民館の役員さんが部の長に充てられるというのが現状でございます。自治公民館の総会、役員会の折に、その確認もされておるとは思いますが、議員御指摘のとおり、自治公民館の役員は、ある一定期間が来たら交代となります。そこで、自主防災組織としての役員の継続性を重視されている事例を紹介をさせていただきます。

古城自治公民館につきましては、自主防災組織設立に向けての説明会の協議において、自主防災組織の果たす役割が、平常時、災害時を問わず、極めて重要であること、自治公民館長の負担軽減を図ること、安定的かつ持続的な活動を進めていく必要があることなどの意見がございまして、自主防災組織の会長職については、自治公民館長とは別の方で、一定期間固定したほうがよいとの結論のもと、自主防災組織を設立されたところでございます。

また、現在、初山地区防災訓練の実施に向けまして、地区内の各自治公民館長及び各自主防災

組織役員との準備のための協議が進められておりますが、その中でも、既に設立されている現在の自主防災組織の体制について見直しをなされ、一定期間固定した役員に変更された組織もございます。

このように、自主防災組織の活動が円滑となるよう自治公民館との関係を工夫しながら、それぞれの地域の実情に合わせて体制づくりを見直していくことも一つの方法だと考えております。

また、今後も危機管理課、消防本部及び地域担当職員が連携を図りながら、自主防災組織についての説明会、地域防災訓練の実施等を通じて、自主防災組織の強化に努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） それで、具体的に、例えば先ほど言った防犯パトロール。防犯パトロールを、この防犯強化月間——「週間」か「循環」かわかりませんが、そうじゃなくて、年数回、防犯パトロールを行いながら、防火意識ですね、そういうものも皆さんに伝えて回るとか、あるいは、現実的にやっているんですけど、私たちのほうでは、集団で草切りとかやりますね。そういうときに、消防の人に来ていただいて、消火訓練をやるとか。そういう複合したものが、このまちづくり交付金の対象になるのかどうかというのは、具体的に、事前にどこにお尋ねすれば、これは「なる」「ならない」というのは教えていただけますかね。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 大枠としての訓練と、その他研修、訓練の実施等とか出前講座の分で交付金の上乗せ部分がございます。交付金関係全般については企画振興部の政策企画課が担当をしておりますけども、それぞれの訓練の実施、そしてその取り組みの内容、具体的については、総務部危機管理課のほうに確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 多分、今の防犯と絡めたことだと思うんですけど、防犯と例えば健康づくりとか、あるわけですね。そういう場合は、両方にお尋ねすれば一番ベターですね、はい。

例えば私が考えているのは、防犯パトロールと一緒に回るときに消防団の人がいれば、それは、それこそ防災ですね。私だったら、健康づくりとそういうのもできますので、そういうのも伝えて回る、あるいは集合しているところでそういう話をする、あるいは実技をするという、そういう——どうしても、何回もやるというのは時間的な制約があるので、集まったときに、公民館の総会でやるとか。それも、しかし1回だけは対象外だよ、少なくとも2回以上とか、そういう一つの目安をつくっていただければ、ぜひ、みんなが「それぐらいだったら取り組める」、「ああ、

これだったら足りない」というようなことになると思いますので、ここで回答は要りませんが、ぜひそういうものを検討していただければと思っております。

検討というか、前向きに検討するということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 回答はしなくていいというか難しゅうございますけども、市としては、その効果を求めています。その効果が出るような取り組みをコミュニティーでしていただけるのであれば、それに沿うような内容で皆さんにわかりやすくまとめたものを今後お示ししていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） それでは、3番目の質問に移ります。

今、健康寿命の延伸とか生活習慣病とか、あるいは子供たちの病気であるとか、いろいろなもので当然、健康——人間にとって一番大切な命を守るということでは、医療は避けて通れない、必要なものです。

医療に関する相談は専門の窓口がありますが、市民への周知はされていますかという大枠の中で、医療に関する患者、家族等の苦情や相談を受ける壱岐地域医療安全相談センターが壱岐保健所内にありますが、余り知られていないように思います。保健所は、御存じのように県の管轄ですが、県に任せるだけでなく、壱岐市としても周知に努めるべきではないでしょうかという質問です。

実は、私、長崎県の医療安全相談センター協議会委員ということで、公募委員として、その会議に出席しました。2017年の8月の末にです。そこで初めて、各市にそういう相談窓口があるというのを、まあ私自身の勉強不足だったかもしれませんが、知ったんですよ。「壱岐にもあったとか」ということで、しかし、もうその場で、その会の中で「いや、多分、私も知らないし、壱岐市民も知らないと思いますよ」と。県としての周知はしっかりされているんですかというような意見を、そこで出した次第です。

次に、ことし2018年10月10日に、またこの会議がありまして、そうした中で、県のその協議会は、「以前、壱岐市の公募委員の久保田氏から提案がありました。この件については、早速、県としての周知をさせていただきました」という回答をいただきました。

それがどのように周知されて、あるいは壱岐市の人にも届いているかということで、ちょっと私も不安だったんで、今回、このような質問をさせていただきました。壱岐市として、これを積極的にお知らせをされているかどうかということで、お答えをお願いします。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 7番、久保田議員の、医療に関する相談窓口の周知についての御質問にお答えをいたします。

まず、これまでの経緯と、そして今の啓発状況等について御説明を申し上げます。

本窓口は、国におきましては平成18年の6月に公布をされました医療法の改正によりまして、医療安全支援センターの設置が義務化をされております。

しかしながら、長崎県では改正前の平成15年に、県内の保健所に医療安全相談センターとして既に設置をされておりました。

このセンターの主な業務といたしましては、患者、家族等からの苦情や相談への対応、そしてその相談に適切に対応するための関係機関の紹介、また医療の安全と信頼を確保するための情報の収集及び提供などとなっております。

毎年、国におきましては11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と定めておられることから、長崎県におきましては、この期間に合わせまして、センターを県民へ周知する啓蒙活動が実施をされております。内容といたしましては、県内の病院や関係機関へのポスター・パンフレットの配布、そして長崎県のホームページへの掲載が行われております。

また、壱岐保健所内に設置をされております壱岐地域医療安全相談センターとしての啓蒙活動といたしましては、広報「いき」への掲載、本年は5月号に掲載をいたしております。そして、壱岐保健所のホームページへの掲載などで実施をされておりますが、今後は、壱岐市ケーブルテレビでも周知をされるよう計画がなされております。

議員御指摘のように、市としての周知につきましては、これから壱岐市といたしましても、壱岐保健所と連携をして啓発に取り組むとともに、市への問い合わせがあった場合、迅速に対応ができるよう職員への周知にも努めていきたいと思っております。

以上でございます。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 先ほど言われました広報紙の5月号への掲載というのは、だから、私が昨年8月に、県で「壱岐市民は余り知らないよ」ということで手を打ったのが、その5月号の掲載なんです。

私も、実は、その箇所を見ていませんでした。しかし、今度の会議で「壱岐市報に掲載をさせていただきました」ということで、じゃあ壱岐市報を改めて見まして、じゃあ、これが、市民もそうですけど、壱岐市の職員でしっかりとこのような内容が伝わっているか、確認させていただきました。壱岐市役所、郷ノ浦ですね、市民福祉課かな。それから、芦辺の健康増進課ですかね。

すぐに答えは出ないんですよ。それをうるさく言うんじゃないくて、やはり、市報に掲載されたものは、誰——そういう内容が、県も、壱岐市に「今回、こういうことで掲載させていただきます、掲載をお願いします」というような、多分、内容で掲載をすると思います。

ただ、それを受けて、じゃあ、壱岐市の関係職員などは、こういうものが要請があつて掲載されたよというようなことを、いち早く情報として知り得て、いきなりそれを担当窓口職員が把握せろというのは難しい話ですが、いろんな窓口にそういう、医療に関する相談の人が訪れたとしたら、「ちょっとお待ちくださいね」と言って、上司であつたり、そういう人たちは、すぐに、ああ、これは、お話の内容は専門の保健所の窓口がありますからというようなことを案内できるような体制はぜひつくっていただきたいというふうに思って、今回質問に上げさせていただきました。

で、壱岐市として、保健所への相談の件数というものは、共通認識で情報として県から来ていますか。来ていますか、はい。（発言する者あり）はい。

じゃあ、実は、私も「えらい少ないな」と思ったのは、その周知不足じゃないかなと思ったのは、その最初の2017年8月31日に、資料の中で、各市とか何かの相談件数がもう10年間ぐらいのトータル統計が出ていました。その近隣の一番3年間だけのちょっと数をお知らせしたいと思います。相談件数ですね。

26年度、壱岐0件、対馬1件、五島10件、上五島3件。27年度、壱岐4件、対馬10件、五島10件、上五島2件。28年度、壱岐市3件、対馬6件、五島9件、上五島3件。この3年間だけの合計をしても、壱岐7件、対馬17件、五島29件。上五島ですら8件、壱岐よりも1件多い。

ということは、壱岐は、医療体制が充実して、ほとんど悩み事がないということも予想はできるんですけど、そうだろうか。ひょっとしたら、周知が足りないから、やはり相談ができないでいるんじゃないかなというような見方もできるわけですね。

今までの話を聞いていると、やはり、県と市の情報の共有はできたとしても、それに対する県の取り組みに、壱岐としての、それをもっとわかりやすくするような取り組み、それが薄いように私はいつも感じているんです。「これは県の取り組みだから」とか、「これは市の取り組みだから」。しかし、それは最終的には市民に伝えるべきなので、「県」「市」と言っていられないわけですね。

ですから、先ほど言いましたように、今回、医療に関することでも、患者というのはやはり弱い立場なんですよ。医療機関に当然、相談ができない部分があります。そういうところの人たちのよりどころとしての医療安全相談センターなので、もう本当に、もっと広く。

壱岐市の職員も例えば知らないんであれば、当然、市民の方はもっと知らない。じゃあ、もっ

と私たちも、県に任せるだけではなくて、市としても取り組もうよという、そういうことはぜひ進めていっていただきたい。逆に、そのくらいの気遣いは、行政として、やるべきじゃないかというふうに思っております。どうでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） この件で長崎県壱岐病院のほうにも問い合わせをいたしましたところ、病院につきましては、独自の相談担当を設けられて、相当数の相談があっているようでございます。

このセンターの周知ができれば、もう直接じゃなくて、相談しにくい部分についてはその保健所の相談窓口のほうに行っていただけるケースもあると思いますので、これからさらに啓発を続けていきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） ぜひ、市としての取り組みも進めていただきたいと。

今回も、私、一般質問で取り上げたのは、本当に身近な活動あるいは身近な悩み、そのようなものを、どうかして解決をしていかなくちゃいけない、先に進めなくてはいけないということで、質問をさせていただきました。

先ほど同僚議員からの質問もありましたけど、壱岐市自治基本条例というものが制定されようとしています。でも、どんな立派な条例だろうと取り決めだろうと、実行するのは市民ですからね。壱岐島民なんで、やはり、その島民が納得して、そして、そういう取り組みに移ることが、大切なんですよね。

行政の取り組みに信頼ができて初めて市民は団結力も生まれて、さまざまな取り組みも積極的に行うのではないかと考えているわけです。残念ながら、いろんな情報が今度の談合疑惑とかいうようなことで流れまして、本当、市民も疑心暗鬼の状況もあると思います。ただ、そういう状況の中でも当然、時間は過ぎていきますので、各地域とかそのような人たちが、自分たちの取り組みをとめるわけにはいかないんですよね。

だから、私たちも、あるいは公民館も、老人クラブ、婦人部あるいはいろんな人たちも、ぜひ、地域のために今できることをしっかりと取り組んでいくことが大切ではないかと思って、今回3点の質問をさせていただきました。

以上で終わります。

[久保田恒憲議員 一般質問席 降壇]

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時15分とします。



午後0時18分休憩

午後1時15分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 赤木 貴尚君） 通告に従いまして、5番、赤木貴尚が一般質問をさせていただきます。

今回、一般質問を改めて行うに当たり、一般質問の役割というのを少し考えてみました。一般質問の役割というのは、市政のあらゆることに対して、所管の委員会に所属していなくても、議案にかかわっていないことも問いただすことができる、自由な意見の表明もできるのが一般質問だと思います。

10月から11月に地元紙にも記事として記載されている壱岐市政の疑義について、私も含め市民や職員の方々の疑問を公の場で質問させていただき、市民の不安を少しでも取り除くためにこの場を通じて情報を発信する場となることを希望します。

それでは、通告しておりました大きく2点の、まず1点目の質問をさせていただきます。

壱岐市職員の事情聴取についてということで、このたび長崎県警から壱岐市建設業界入札に関しての問題で、壱岐市職員が事情聴取されたが、壱岐市として長崎県警が市職員を事情聴取したことをどのように理解したかということについて、まず1点目、御質問させていただきます。答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 赤木議員の質問にお答えいたします。

長崎県警からの壱岐市職員の事情聴取についてとの質問でございますので、率直に総務部長である私に関する一連の経過を説明させていただきます。

私は、長崎県警本部の捜査の中で、昨年10月に実施しました長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）の入札等に関して、本年10月に複数回、任意の事情聴取を受けました。

警察の事情聴取において、私は当該入札に関し参考人として呼ばれたと思っておりまして、取り調べであることを告げられました。もちろん私は全て真実を供述し、入札への不適正な関与について、事実無根であることを終始説明しました。

結果として、11月10日の午前に警察署に呼ばれ、県警本部の捜査官より、「あなたの件に

については、本日をもって捜査を完結する。何もありません」と、言い渡されました。その他のことについては言えないとのことでした。

その間の事情聴取において、捜査官より捜査全体が長引く可能性を示唆され、あわせて関係者との接触、証拠隠滅等の行為があれば、あなたにとって不利な状況をつくることになるかと告げられたため、10月16日に白川市長に当該内容を報告し、登庁すれば、他の職員等にも捜査の範囲が広がり混乱を招くおそれがあること。他職員を指導する立場にある総務部長に嫌疑がかけられていることは、市政に与える影響ははかりしれないこと。捜査が長期化すれば、業務継続に支障を来すことから、一身上の都合による退職願を申し出ました。しかしながら、白川市長は「私を信頼している」と述べられ、退職の願い出を強く拒否され、受理されませんでした。

その後、市より、登庁しない期間は年次有給休暇で処理すること、業務継続のため10月17日より中原副市長に総務部長事務取扱を発令することの連絡を受けましたので、全て市にお任せすることを承諾いたしました。

11月10日土曜日に、捜査官からの説明を受けた後、私についての捜査は何もなく完了したことを白川市長に報告し、11月12日、月曜日から登庁の命令を市長より受けたところであります。

一旦は前述のとおり、退路を断つことも考えましたが、市政への業務継続と今回の件についての説明責任を果たさなければならないこと、そして白川市長を初め私に絶対の信頼を寄せていただいた方々の思いに応えるためにも、こうして今、登壇させていただいております。

この間、壱岐市幹部職員として20日間もの長期休暇をとり、市民の皆様にご不安を与え、少なくとも壱岐市のイメージに負の印象を与えましたことに深くおわびを申し上げます。

なお、今回を契機に、入札制度の適正化等には万全の対策をもって、よりよい制度改革の取り組みを行ってまいりたいと存じます。

その他のことについては、警察からの公表もあっておりませんし、私の知り得ないところであります。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の御質問にお答えいたします。

壱岐市職員の事情聴取について、長崎県警が市職員を事情聴取したことはどのように理解したかということでございます。

ただいま久間部長から自身の聴取のことについて発言がありましたが、このことにつきまして

は、本会議の12月4日、行政報告で申し上げましたとおりでございまして、改めて申し上げますが、長崎県警察本部から壱岐市の建設業界において入札に関し問題があるとの情報に基づき、その実態解明の捜査を行ったことについて、11月13日に説明を受けたところであります。

その捜査の一環として、中原康壽前副市長及び市職員にも事情聴取が行われておりますが、警察本部からはその結果について、前副市長及び市職員に対して警察として何らの措置及びコメントはございませんでした。ただ、今後行政として、より適正な入札が行われるよう入札制度のあり方等について研究してほしいというものでございました。

警察本部からの意見を踏まえまして、さらなる適正な入札制度等について研究してまいりたいと考えております。

このたびの事実といたしまして、前副市長及び市職員にも事情聴取が行われておりますが、結果的には前副市長及び市職員に対して、警察として何らの措置及びコメントはない。つまり何もなかったと私は理解をいたしております。

本議会の一般質問、また報道等でも、市長は説明責任を果たすべきという御指摘も受けておりますけれども、私が県警から受けた説明は、ただいま申し上げましたことが全てでありまして、それ以上のことはございませんでした。したがって、本内容について、これ以上申し上げようがないことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） まず、1点目の私の質問に対して、当事者である久間総務部長のお答えと市長の答弁、しっかり理解いたしました。

市民においては、いろんな報道やうわさ等で不安に思われた方もおられると思いますが、当事者であられる久間総務部長のお答えと市長のお答えを聞いて理解していただきたいなと思いますし、やはり事情聴取を受けるということは、疑われつつもしっかり、その措置はないというところで、黒か白かというところであれば白であるというところで、非常に事情聴取を受けられたときには大変な思いをされたと思いますが、しっかり御自分の潔白を証明されたというところで、その点をしっかり理解した上で、今後壱岐市の市政に御尽力いただきたいなと思います。

いろいろ聞きたい方もおられると思いますが、市長の答弁のとおり受けとめた上で、あえて苦言というか呈させていただきたいと思っております。

市民の付託に応えていかなければならない職にある者が、長崎県警から事情を聴取され、壱岐市の入札に関して疑われたことは、市民の信頼を裏切るばかりでなく市政全体の信用をおとしめ、さらには市のイメージを損なうことにつながることから、このようなことは断じてあってはならないことです。

今回の件において、自治体の首長、議員、そして職員に至るまで市民の信頼を裏切ることには許されない職務にあるものの、人格、資質、そのものが問われることは申すまでもありません。さらに不正を疑われない環境を一層強化し、拡充していくことが大切ではないかなと思います。

今後このようなことが起こらないように襟を正して、壱岐市発展のために今以上の力を注いでいただきたいということを強く希望しまして、1点目の質問を終わらせていただきたいと思います。

2点目の質問に移ります。

司法の判断においては、白ということは何の措置もございませんでしたが、壱岐市の中には、みずからの職員を規定した職員倫理規程というものがございます。2番目に、その職員倫理規程について質問させていただきます。

この職員倫理規程は目的があり、その中に違反をすれば措置があるという職員倫理規程ですので、そのことについて7点質問させていただきます。

まず1点目に、職員倫理規程を設けた目的は何か。

2点目に、第6条にある関係事業者等との会合等へ出席等に関する届け出に関して、訓令施行後、何枚提出しているのか、どこが管理をしているのか。

3番目に、第8条にある「総括サービス管理者は副市長」となっているが、それに関して現在不在であるが、早急に任命されるべきではないか。

4番目に、11条に、「この訓令の徹底を図るため、サービス管理者会議を置く」とあるが、会議実績はあるのか。

また、このたびの職員への疑義の対応として、サービス管理者会議を開催すべきと考えるが、開催の予定はあるのか。

5番目に、第12条に、「市長は、この訓令——壱岐市職員倫理規程の実効性を高めるために、他の任命権者の意見を聞くことができる」とあるが、このたびの職員への疑義に対して、壱岐市職員倫理規程の実行性を高めるために、他の任命権者に意見を聞くことを考えているのか。

6番目に、壱岐市職員倫理規程研修は合併後の平成21年、22年、24年と行われているようだが、平成25年度以降倫理に関する研修は行われていないが、この5年間なぜ倫理に関する研修を行っていないのか、研修を行う予定はあるのか。

7番目に、壱岐市職員倫理規程を条例化してはどうかという7点について御質問させていただきます。理事者の答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の2点目の御質問、壱岐市職員倫理規程について、7項目の御

質問でございます。

まず第1点目の壱岐市職員倫理規程を設けた目的は何かということでございます。

壱岐市職員倫理規程につきましては、平成16年3月1日に制定をしております、その目的としては第1条に掲げておりますように、「関係業者等との接触等に関し、遵守すべき事項等を定めることにより、職務の遂行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する信頼を確保する」ことでございます。

2点目は、第6条にある届け出が何枚提出されているか、どこで管理しているのかとの御質問でございます。このことは第5条の関係業者等との接触に当たっての禁止事項、第1項第1号から第11号の接待を受けること、会食または旅行をすること等の行為をしてはならないと定められているところであります、第6条では、これらの禁止事項の例外となる行為に関する手続が定められており、その手続である届け出を何枚、何人の職員が手続をしているかとの御質問と理解いたします。

訓令施行後におきましては、提出された実績はありません。これは第5条のただし書きで、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為であって、職務に関係ないものは除くと規定されております、市職員であっても公民館やPTA、その他地域活動におけるさまざまな役を持つことはあろうかと思ひますし、このことは建設業者の皆様も同様のことと思ひます。そういった地域活動の際に会食することまでは届け出の必要はございません。つまり本規程に反するような個人的な接待を受けることや会食等はなかったと考えております。

3点目の総括サービス管理者は副市長に関して、現在不在であると、早急に任命すべきじゃないかとの御質問でございます。

総括サービス管理者の任務につきましては、規程第9条に定められておりますが、次に掲げるとおりであります。

1、綱紀肅正に関し、サービス管理者会議を通じてサービス管理者と密接な連携を図るとともに、必要に応じて、部長等であるサービス管理者に対して助言または指示を行うこと。2、サービス管理者からの報告を受け、必要に応じ、実情調査を行い、その結果を任命権者に報告すること。3、この訓令の遵守及びサービス規程の徹底に関して講ずべき措置等について任命権者に意見を述べることであります。

現在副市長が不在でありますので、本12月会議におきまして、追加議案として副市長の選任について提出し、御審議いただくことといたしております。

4点目は、この訓令の徹底を図るために、サービス管理者会議を置くところがあるが、会議実績は。このたびの職員への疑義の対応として、サービス管理者会議を開催すべきと考えるが、会議開催予定はあるのかという御質問でございます。

服務管理者会議につきましては、第11条におきまして、この訓令の遵守及び服務規律の徹底に関して必要な事項について審議する場として位置づけられており、必要に応じて総括服務管理者が招集することとなっております。新たな副市長が選任された後、開催については必要に応じて判断してまいりたいと考えております。

また、本規程に基づきまして、飲食の機会が多くなる年末年始や大型連休時における綱紀肅正、また各選挙における服務規律の確保、さらには他の自治体も含め大きな不祥事が発生した場合における綱紀肅正など、状況に応じて部長会で確認を行うとともに、全職員に対し、周知徹底を図っているところであります。

なお、今回の案件に際しましては、民間委員を含めた壱岐市分限懲戒審査委員会に諮問し御審議をいただいたことを申し添えます。

5点目は、このたびの事案について他の任命権者の意見を聞くことを考えているのかのことでございます。

今回確かに市職員に対し事情聴取が行われておりますけれども、その結果としては何度も申し上げますけれども、警察として何らの措置及びコメントはないということでありました。

このたびは結果として何もなかったと理解をしておりますけれども、今後も真偽はともかくさまざまな情報にさらされ、翻弄されることが想定されます。今回のようなことを未然に防ぐためにも、最も身近な命令権者であります小金丸議長を初め代表監査委員、選挙管理委員会委員長に御意見を拝聴することが当然であろうかと思っております。

6点目の、この5年間、なぜ倫理に関する研修を行っていないのか、行う予定はあるのかということですが、公務員倫理、コンプライアンス研修につきましては、この規程の目的に照らし、市制施行後職員に対しては研修等を4回行っております。ここ数年は人事評価研修や公会計研修など法改正等に伴う研修、財務規則を中心として財務事務全般について理解を深めることを目的に契約事務研修及び財務会計実務研修などを重点的に実施してまいりましたけれども。

今年度公務員倫理コンプライアンス研修を計画し、一般社団法人日本経営協会専任講師で滋賀県健康福祉部長、総務部長等を歴任され、多くの自治体で同内容の研修の講師をされてある漣藤寿先生を講師としてお迎えし、全職員を対象に先日12月3日、4日の2日にわたり公務員倫理コンプライアンス研修を開催いたしました。

今後も時期を見て、この内容の研修会について実施してまいりたいと考えております。

7点目の壱岐市職員倫理規程を条例化してはどうかという御提案でございます。

私ども特別職、また市議会議員については、壱岐市政治倫理条例において定めておりますけれども、私は、職員については現状のとおり規程で定めることでいいのではないかと考えております。仮にこれに違反するようなことがあれば、条例、規程の定めにかかわらず、何らかの処分等

の措置を行うこととなります。

今後も本規程に沿って、綱紀肅正等の徹底を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

御参考でございますけれども、県内では長崎市が長崎市職員倫理条例を制定しているところがございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 2番目の質問としては、壱岐市職員倫理規程というところについて質問させていただきました。

改めて、こういう規程がありながら、やはり職員の皆さん全て、こういう規程にのっとった上で公務員としてどうあるかということを経日市長もよくおっしゃいますが、「365日公務員であれ」ということでおっしゃいますが、やはりこういう規程があつて、この規程を皆さんそれぞれしっかり理解して日々行動していただきたいなと思つております。

今回、やはり新聞報道にもありましたが、疑われたことは事実として認め、改めてこの職員倫理規程の幾つかの質問において、市長もいろんな研修等を行うということもおっしゃいましたし、改めてこのことを職員の皆さんもしっかり理解をする機会だと思つますので、先ほども言いましたが襟を正すというところで規程を守っていただきたいなと思つております。

改めてちょっとパネルのほうを用意させていただきますが、目的ということで、先ほども市長がおっしゃいました第1条に、「この訓令は、職員と関係業者との接触等に関し遵守すべき事項等を定めることにより、職務遂行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する信頼を確保することを目的とする」という目的があります。

この倫理規程を目的として設けた理由はやはり、公務員は公務遂行に当たり公正・公平な立場であつて、常に襟を正して市民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎むべきであるという意識を、壱岐市職員は常に持ち続けるべきであるというふうに思つます。こういう姿勢を職員が再確認するとともに、壱岐市のこういった姿勢を市民に、また内外に示すことがやはり市民の信頼を得て、より強力な壱岐市の今後の発展につながることだと思つます。

職員はやはり、そしてその実行性を高めるためにも、内部規範的なものではあります、地方公務員法では、職員に対して法令、条例、地方公共団体の規則等に従う義務を課してあり、係る義務違反に対しては懲戒処分等の対象となることが明定されております。

この規程においては、職員がしてはならない行為をより具体化に規定し、職員がこの行為をした場合は懲戒処分の対象となることが第7条に記載してあります。改めて、この処分にどうこうではないですが、研修もしっかり行われているということで、今回のことをしっかり肝に銘じて

いるということもしっかり明言されましたので、壱岐市民もそのことをしっかり理解した上で、私たち議会もそれをしっかり監視する役目を必要としています。そして議員も、その倫理をもとに行動して活動していかなければいけないことも理解しております。

今回このような、久間部長もおっしゃいましたが、壱岐市のよくない面がちょっと表に出てしまったというところも私も理解しておりますし、平成もこれで終わりますので、しっかり今後は、本当に何回も言いますが、襟を正して壱岐市が本当にこれからよくなるように、前を向いて進めていかなければいけないと思います。

市長、改めて、今後また平成も終わりますが、その点に関して壱岐市が今後どのように前を向いて進んでいくかということを改めて言葉として出していただきたいなと思いますが。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほど来、赤木議員からも、るる御指摘ございました。また、他の議員さんからもございました。

今回の事案を教訓として、二度と再びそのようなことがないように、職員、全職員一丸となって、このことについて取り組みたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 市長からのお言葉をしっかり受けとめた上で、私たちもしっかり監視をしていきたいと思えます。

短いようですが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす12月11日火曜日、午前10時から開きます。

なお、あすも一般質問となっており、4名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時45分散会

---